

Title	農家小組合の一つの取り上げ方：村落共同体との関連において
Sub Title	An approach to the village community of Japan
Author	坂井, 達朗(Sakai, Tatsuro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1966
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.7 (1966.) ,p.23- 41
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000007-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

農家小組合の一つの取り上げ方

— 村落共同体との関連において —

An Approach to the Village Community of Japan

坂 井 達 朗

Taturo Sakai

はじめに

筆者は本論文において、農家小組合と呼ばれている集団をとりあげ、その性格を明らかにしようと試みる。それは具体的には、農家小組合がどのような家々を連合して結成されていたかを、家の持つ社会的諸条件、特に部落の区域との関係から考えることを意味している。筆者はそうすることによって、農家小組合を通して、その背後にある共同体としての部落の構造を解明しようとするのである。すでに、日本における村落共同体の問題は、「家連合が種々な形態で相互に影響し合って村落の社会機構を造り上げていた」⁽¹⁾ ことから分析すべきであると主張されている。筆者がここで家連合の一形態としての農家小組合をとりあげて、それを共同体の問題との関連において把握しようとしたのはそのためである。

農家小組合の地域については、それが大部分部落の範囲と一致しているか又はそれ以下であると考えられてきた⁽²⁾。さらに農家小組合は、それを個人の結合から生れる団体⁽³⁾であると言うよりも、むしろ家の連合であるとする考えが主張されている⁽⁴⁾。筆者の意図は共同体としての部落結合の構造を、部落と表裏一体的関係にある、家連合の一形態としての農家小組合を通して理解しようとする所にある。

ここで共同体としての部落とは何であろうか。それは「農業生産をめぐる共同体的結合⁽⁵⁾」、言いかえれば生産手段の共有関係の上に、「慣行的生活の面⁽⁶⁾」での結合を含んだものとしての地域社会としての結合が重積し、かつ「行政的な面⁽⁷⁾」から把握された「三つ巴⁽⁸⁾」の組織である。生産手段の共有関係のみであれば、それはさま

ざまな形態をとって、さまざまな時点に存在しうる。また地域社会としての結合も超歴史的存在である。ただこの両者が重積し、かつ政治がそれを把握している所に「共同体としての部落」の歴史性が存在する。ある時点においてこの共同体としての部落がどのような存在形態をとったか、すなわち前述の三つの巴が具体的にどの様に絡み合っていたかを明らかにするために、ここでは農家小組合と言う農政の働きかけに対して、家々がどの様に対応したか、その対応の仕方は地域社会としての家々の結合と如何に関連し合っているか、さらにそれは「農業生産をめぐる共同体的結合」の変化のどの段階に照応するものであるか、を明らかにしようとしているのである。従来農家小組合については、それを農政の奨励の結果であると見る立場と、農家の自主的結合であるとする立場とがあったが、ここでは前者の立場をとる。その根拠は農政が如何に細心かつ慎重に村落に入ったかを跡づけた次章以下の論旨の内に明らかとなる。

さて家々の農政への対応の仕方は2つの要因によって規定されると考えられる。第1は家々をめぐる村内の社会的経済的条件、すなわち最も基底的には当該時点における資本主義の発展が家々を如何にとらえていたかである。第2には農政として働きかけてくる農家小組合の奨励がどのような具体的内容を持っているか、すなわち当該時点における資本主義の発展が、農業政策をどの様に規定しているか、である。筆者は問題を、変化する農家小組合への行政と、同様に変化しつつある条件の中の農家の対応との相互規定としてとらえようとするのである。農家小組合の奨励・結成は全国的にみれば、明治末年にはじまる。そうして以後の日本資本主義の発展に対

応しつつ、農政はその内容を変化させて現在に至っている。そこで筆者は、一つの地域⁽⁹⁾を選んで、そこにおける小組合に関する農政の働きかけを明治末からの時代の変遷において跡づけ、それに対応した家々が、これまた変化しつつある地域社会内部での生活上の諸組織とどの様な関連を持つ小組合を結成したかを、できるだけ詳しくたどることから出発する。そうして、そこにおける生産手段の共有関係や慣行的生活面での結合が、行政的な働きかけにどう関連したかを見る事によって、それら2つの側面の結合に行政的な把握を合せて、3つ巴をなしていると言われる共同体としての部落の性格の変化を理解しようとするのである。

なお本論では、農地改革前の時点に焦点を合せており、特に日中戦争～第二次大戦期をめぐる動きに注目している。そこから現在における「共同体的諸関係の残存」の状態を理解するための方向をさぐり出したいと思っているからである。

- 1) 有賀喜左衛門「村落共同体と家」(「村落共同体の構造分析」所収)。
- 2) 棚橋初太郎「農家小組合の研究」60頁。
- 3) 「農家小組合は部落における地主的土地所有を基礎とした自然経済的な農民の共同体的な結合組織体…」奥谷松治「日本協同組合史」289頁(傍点引用者)。
- 4) 中野卓・松島静雄「日本社会要論」89頁。
- 5)～8) 馬場昭「半前進的部落構造と農業協造」(「農業問題講座Ⅲ」所収)。
- 9) 長野県諏訪市湖南南真志野。なお本論は同地において行なわれている総合研究の一部をなすものである。それについては「村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造との関連」(慶大大学院社会学研究科紀要第1号)所収の諸論文その他を参照。

(1)

農家小組合に対する奨励は、最も早い地方では明治20年代にすでに行なわれたとされている。筆者が調査の対象とした長野県諏訪市南真志野地区においては、農家小組合奨励に関する事実がはじめて出現するのは明治45年であるから、全国的に見ても決して遅くはない。すなわち明治45年に行なわれた長野県による「養蚕組合」の奨励が働きかけられたのがそれである⁽¹⁾。県は「養蚕組合規約準則」を都役所を通して各村に配布し、「之レガ設置ヲ奨励スヘキ様通牒」したのであった。「近爾養蚕業経営上困難ヲ来タシ農家疲弊ノ勢ヲ聞ク之ガ救済改善ノ方法ハ各市町村状態ニ依リ自カラ適切ナルモノアルヘキ

モ養蚕業者小組合ノ設置ヲ奨励スルハ各市町村ヲ通シテ斯業ノ経営ヲ确实ナラシメ其技術ヲ改善シ養蚕経営ヲ有利ナラシムルニ於テ最モ効果アリト認メ⁽²⁾」たからである。これと同時に県農会は、名称・所在場所等各組合に固有の若干の事実を補いさえすれば、すぐにどこでも使えるように工夫された組合規約準則を各村に配付したのである。

こうした県の小組合奨励に対応して、諏訪郡はどの様に動いたであろうか。これについて「湖農第31号 郡農会事業ニ関スル事項⁽³⁾」は、「……郡農会モ亦茲ニ着眼シ明年度ヨリ之カ設立ヲ奨励スルノ計画ヲ立テ補助金36円ヲ予算ニ計上セリ…」としている。また明治45年度の諏訪郡農会の「事業奨励金交付額及び施行標準条件」は、設立を奨励される養蚕組合を細かく具体的に規定している。県農会の方針である養蚕組合の奨励は、郡農会によって具体的に規定され、かつ組合の事業に関してもより詳しく内容を示され、かつ若干の変更を含みつつ、村農会を通して村民に示されたのであった。第1図は、小組合の成立が現実のものとなるまでに、こうした行政的働きかけの各段階において、その内容がどの様に具体化されていったかを示している。

この様な上からの働きかけに対して農家はどの様に対応したであろうか。その後の数年間、すなわち大正7年までの間は、南真志野は勿論湖南村全体においても、この行政的働きかけに対する反応の跡を見ることが出来ない。その間も小組合形成の奨励は依然として、しかもほぼ同一の内容をもって続けられていたであろうことは、後に述べる野明養蚕組合(大正8年設立)の組合規約と前述の明治45年の養蚕組合規則準則とを比較してみると、各組合に固有の条件による変更(既述した如く準則はそうした変更を附加しうるよう工夫して作られている)をのぞけば、その規定が用語のはしばしに至るまで全く同じであるところからも容易に想像されるのである(第1図参照)。したがって明治45年の「養蚕組合準則」は大正初期の数年間効果をもちつづけていたと考えてよいであろう。しかしながらこの間に、一般的農事に関する小組合は勿論のこと、奨励金を付されている養蚕組合の場合であっても、その設立の跡はみられないのである。それにも拘らず、否むしろその故にこそ農政は、ますます念入りに小組合の創設を企ろうとしていたのである。

すでに言われている様に、全国的に見ると「大正7・8年頃から同12・3年頃までの間⁽⁴⁾」に多くの府県で小組合の設置奨励がなされており、「農家小組合は著しく普

第1図

	県 段 階	郡 段 階	村 段 階
	明治45年 県農会 「養蚕組合規則準則」	明治45年 郡農会 「事業奨励金交付額及施行標準条件」	大正7年 「野明養蚕組合」
組 合 員	「村内ニ居住スル養蚕者」	「組合ノ戸数ハ二十戸以上」	「村内ニ居住スル養蚕業者」
事業内容	「養蚕教師傭用」	「養蚕教師雇入」	
	「蚕種ノ共同貯蔵催青稚蚕共同飼育」	「蚕種共同購入」 「蚕種共同貯蔵及共同催青」 「蚕種共同催青及稚蚕共同飼育」	「蚕種ノ共同購入同貯蔵同催青」 「稚蚕共同飼育」
	「生産品共同販売」	「繭共同販売」	「生産品共同販売」
	「共同桑園ノ設置」		「共同桑園ノ設置」
	「各種ノ調査並講習講話」	「屑繭整理講習会」	「各種調査并講習講話」
	「斯業ニ関スル品評会ノ開催」	「蚕児飼育品評会開設」 「繭品評会開催」 「桑樹立毛品評会開設」	「斯業ニ関スル品評会ノ開催」
	「共同殺蛹乾繭所ノ設置」	「共同殺蛹乾繭場ノ設立」	「共同殺蛹乾繭ノ設置」
	「其他斯業上有益ナル事項」	「其他郡農会長ニ於テ必要アリト認ムルモノ」	「其他斯業上有益ノ事項」

及発達⁽⁶⁾したのであるが、長野県においても、大正7年は小組合奨励の、一つのピークをなしたとすることができる。すなわち長野野農会は「大正7年度始めて奨励費を予算に計上し農事改良組合奨励規程を設け⁽⁶⁾」たと言われている。養蚕組合を対象としてはすでに明治45年に始まり、以後ずっと続けて行なわれていたことは、先に見た通りであるが、それが大正7年までは実をむすばずに終わっていたのであった。この年、にわかには活発になる小組合をめぐる農政の動きは、まず県の段階における農事改良組合の奨励として出発したのであった。これに対して郡の段階ではどう対応したのであろうか。同年の「諏訪郡勸業奨励事項⁽⁷⁾」は、「普通農事」については、「農事改良ヲ進ムル為メ小組合ヲ設置シ事業ノ徹底ヲ期スルコト」としており、また養蚕業については、よりきめ細かく、「養蚕組合ノ設置普及ヲ計ル」ために、「養蚕組合ノ養蚕経営上及ビ養蚕技術ノ改善進歩ヲ図リニ必要ナル理由並ニ其ノ効果ノ周知法ヲ計ルコト」、養蚕技術を指導する「組合教師」を「永ク」その場所にとどめておくために「其ノ地方出身ノ教師ヲ養成スルコト」及び「稚蚕共同飼育所ヲ設置」し「共同飼育指導」を行なう「技術者ヲ養成」することの3項目を指示している。これと同時に郡は「養蚕組合奨励規定」を新たに設けて、奨励

の具体的内容を示している。これによると、奨励費を受けるべき養蚕組合は、「十戸以上ノ組合員」を有し、「専務ノ技術員ヲ設置シ養蚕技術ノ改良」を行ない（「教師組合」）、かつ「共同的施設ヲ行フ」ものである（「事業組合」）（同規定第2条）が、場合によってはこれらの一方のみを行うものでもよいとされている。これに対して与えられる奨励金は、「教師組合ニシテ事業組合ヲ兼ヌルモノニアリテハ其ノ技術員ノ報酬金額並ニ組合事業執行ノ情况ニヨリ一組合ニ対シ初年目金八拾円以内、二年目以後金四拾円以内」であり、「事業組合ニアリテハ其ノ施設事業ヲ斟酌シ一組合ニ対シ金六円以内」とされていた（第5条）。奨励金を与えられた組合の「事業ノ執行ニ関シ指示スルコト」があったことは言うまでもない（第11条）。なおこの規定では、「組合員十戸以上」としているのみで、その居住地域についてはなんら制限されていない点が注目される。奨励の具体的方法については、郡農会はさらにきめの細かい配慮をしている。すなわち同年2月に湖南村後山新田（南真志野の枝郷の一つ）で開かれた養蚕組合奨励講話会がそれである。しかもこの講話会開催にあたっては、前もって村農会に、最も奨励の効果のあがりそうな地域の選択を行なわせている程である。

こうした農政の働きかけの中で、湖南村では大正7年から小組合の結成が現実のものとなり始める。すなわち大正7年は後山新田における養蚕組合の設立がみられ、それからの数年間にその趨勢は湖南村全域に及ぶのである。就中我々が問題としている南真志野においては、大正末までに、真篠養蚕組合、野明養蚕組合（以上大正8年創立）、南真養蚕組合、南真志野養蚕組合（以上創立年月不明・大正8年から14年までの間と推定）の組合を数える事ができる。この4組合は、すでに野明養蚕組合について述べた様に、いづれも明治末以来の奨励の一環としての政策の結果生れたものであり、大正14年に南真志野全体を含む一つの養蚕組合に統合されてしまう。

以上に見た様に養蚕組合に関する奨励に対して村の側の対応は大正中期から現実的なものとして現われる様になったのであるが、この時期はまた養蚕組合以外の農家小組合に対する奨励に対しても、家々が積極的に対応し始める時でもあった。すなわち同じ頃に奨励が行なわれた桑園の改良の為の小組合及び米作改良のための小組合は、いづれもこの時期に、南真志野を舞台として各二つ宛創立されている。米作改良組合とは、「米作ノ改良増収ヲ図ル」ことを目的とする組合であり、そのための具体的方法として、「組合員ノ自家耕作地ノ全部若クハ五畝歩以上ヲ本組合設定ノ耕作法ニ拠ル」ものとされ、さらに「組合員ノ互ニ協力一致シ共同作業及農事百般ノ改良発達ヲ図ル」ものであった。また桑園改良組合とは、「南真志野ニ居住スル栽桑者ヲ以テ組織」し、「桑園ノ改良ヲ図ル」ために、「改植用桑苗ノ養成配付又ハ購入配付」、「改植資金ノ融通」、「肥料ノ配合」、「桑病虫害ノ予防駆除」、「凍害ノ共同予防」、「其他有益ナル事項」を行なうものとされ、そのための具体的方法として、「組合員ニ対シ改植用桑苗ノ配布ヲ行フ」ものとされていた。

さらに農事全般にわたって協同する組織としての「農事組合」の場合にあっても、詳しい成立年代は不明であるが、大正中期から後半期にかけての時点で少くとも2組合以上組織されていたことを間接資料によって確かめることができる。

さて一方で以上に見た如く農政の働きかけへの家々の対応として、いくつかの農家小組合の成立を見た南真志野は、他方これと同じ時点に、農政の働きかけが全くなかったにも拘らず、家々の自主的な（農政への対応と云う形でない）と云う意味において）発案と工夫において、いくつかの小組合が組織されたことは、「組合」と云う形態をもった家々の結合が、この時点この地方において一般的な家々の結合の形態として確立したことを示すも

のと考えてよいであろう。すなわち南真志野を形成する4つの小字の1つである仲村沢を中心として組織された「中村購買組合」がそれである。この組合は、「日用品其他産業ニ必要ナル物品ノ共同購入ヲ為スヲ目的」としている。そのための方法は、まず日用品の場合には上諏訪の専門商店と組合との間に契約を結び、各自が組合員としての信用をもってそこから付け買いをし、それを年2回の決算期に各自の購入分だけづつ支払うのである。支払不能になった場合には、負債金額を、組合の連帯責任で商店から借用する形式をとって、組合は本人からしかるべき方法で同金額を徴収して商店に支払うのである。この場合に付け買いせず現金で支払う者もあるが、それに対しては商店側で価格を割り引いている。したがって日用品の場合には、「共同購入」と云うのはむしろ不正確であり、連帯責任による信用買いとも言うべきものである。次に「産業ニ必要ナル物品」の場合であるが、それに該当するのは肥料の共同購入である。これは同じ小字内の一製糸業者からの連帯責任による資金借入れにもとづいてなされ、返還は組合員たる各家が生産する繭をもってなされている。返還不能者に対する措置は「日用品」の場合と同様である。

以上に見てきた様に、南真志野においては大正中期に至って農家小組合の急激な発生を見たのであるが、それはどの様な家と家との結合であったか。我々は次章において、小組合の組織形成を、その単位となった家々をとりまく条件の変化の中に浮きぼりにして理解するため、これらの小組合の内部構造にたち至って分析することにする。

- 1) 従来長野県における農家小組合の奨励は、大正2・3年の米麦作改良組合に始まるとされていたが、（農林省農務局「農家小組合ニ関スル調査」昭和5年）事実はこれよりも早く、明治末年にはすでに養蚕組合奨励として行なわれていた様である。
- 2) 明治45年 農工商書類 湖南村役場。
- 3) 明治45年 農会書類 湖南村役場。
- 4)~5) 棚橋前掲書 20頁。
- 6) 農林省農務局「農家小組合ニ関スル調査」昭和11年 122頁。
- 7) 大正7年 農工商書類 湖南村役場。

(2)

大正中期に組織せられたいくつかの小組合の中で、その多くはごく少量の間接資料を残しているにすぎない。そのために、その性格を我々が今たどることはかなり困難である。そこで組合の性格を知るための必要最少限度の資料として組合員氏名を考え、それが判明している組

合のみをとりあげて以下に検討したいと思う。そうした場合、我々の分析の対象となりうるのは、「野明養蚕組合」、「南真志野養蚕組合」、「第一米作改良組合」、「第二米作改良組合」、「鷺湖桑園改良組合」、「南真桑園改良組合」および「中村購買組合」の7組合である。この外にその存在だけは確認できるが組合員氏名は判らないものに、少くとも「養蚕組合」2つ、「購買組合」1つ、「農事組合」2つがある。さらに我々が名称すらも知らない組合もあったであろうから、この7つの小組合は氷山の一角であるにすぎず、小組合の全体としての性格を知る上には、はなはだ不十分な素材であると言わざるを得ないのであるが、現在の我々はこれを使う以外に道がない。そこでこれらの小組合を構成している家々の性格について入手しうるかぎりの資料を用いて、できるかぎり分析してみることにする。

農家小組合を構成する家々の性格を考えるに先だっ

て、ここで小組合の集中的大量発生を見た時期の前後における農家の経済的な背景を考えておくことは意義があるろう。一般に大正中期、特に第一次大戦期については、農村の好景気が言われている。「大戦期の好況による工業の大発展は農産物の需要をも増加し、これに応じて米をはじめ一般農産物価格を1916年から上昇せしめた」。「同時に産業好況による都市工場労働需要、副業労働機会の拡大並びに労賃の高騰によって農村人口が吸収されるとともにそれによる労賃収入が農家経済に流入し一時『百姓成金』『農村景気』の時代を現出し、『農家生活水準の向上』等が云々された⁽¹⁾」。こうした一般的動向の中にあつて、この地方の家々ほどの様に変化したであろうか。それを知るには各家の経営内容を具体的に分析するのが最もよい方法である。そうして大正期のこの地方の農家経営に関しては、恐らく水田耕作と養蚕及び労賃による現金収入が主要なる3本の柱と想像されるのであ

第1表 <県民税戸数割から見た階層構成>

湖南村

年次		M. 33	M. 38	M. 43	T. 4	T. 9	T. 14
階層							
1 下層	賦課額	0.348~0.523	0.11~0.37	0.10~1.19	0.14~1.10	0.44~4.00	0.21~5.06
	戸数	257	< 337	< 363	< 411	> 381	< 390
	割合	(45.2)	(58.0)	(61.3)	(65.0)	(60.0)	(60.8)
2 中の下層	賦課額	0.523~0.963	0.37~0.77	1.19~2.51	1.10~2.21	4.00~6.38	5.07~9.78
	戸数	153	> 123	> 115	> 102	< 114	> 126
	割合	(26.9)	(21.2)	(19.4)	(16.3)	(18.0)	(19.7)
3 中層	賦課額	0.963~1.58	0.77~1.28	2.51~3.72	2.21~3.00	6.38~9.00	9.78~15.60
	戸数	84	> 62	62	< 63	< 76	< 78
	割合	(14.8)	(10.7)	(10.5)	(9.98)	(12.0)	(12.2)
4 中の上層	賦課額	1.58~2.548	1.28~1.92	3.72~6.47	3.00~5.50	9.00~17.00	15.60~34.26
	戸数	47	> 38	> 34	< 38	< 51	> 41
	割合	(8.25)	(6.54)	(5.75)	(6.02)	(8.04)	(6.39)
5 上層	賦課額	2.548~10.248	1.92~8.96	6.47~19.94	5.50~16.00	17.00~90.02	34.26~391.38
	戸数	28	> 21	> 18	> 17	> 13	> 6
	割合	(4.95)	(3.62)	(3.04)	(2.69)	(2.03)	(0.935)
計		569	581	592	631	635	641

註：(1) (<) および (>) の符号は年次間の同一階層に属する戸数の増減を示す。
 (2) Mは明治、Tは大正の略。以下各表同じ。
 (3) 賦課額の単位は円。割合はパーセンテージを示す。
 (4) 湖南村会議事録より作製。

る。しかしながらこの3本の柱のそれぞれについて、各家の規模を直接示す資料は何一つ残っていない。なかでも最も主要と思われる土地所有規模すらも不明である。そこで本論文においてこれら3つのジャンルを総合した上で各家の経済状態を示していると考えられる県民税戸数割の賦課状態によって、各家の階層を考えることにする。この方法は各家のもつ収入源をすべて総合し、かつそれぞれに対して村会議員が村民の代表的意見として加重をして算出したものであるから、村会議員が村民の意見を正しく代表しているとすれば、かなり正確に村人の相互評価を反映しているものと考えてよいであろう。そうして村人の相互評価は多くの場合、家々の資力=経営内容をかかなりよくとらえているのではないだろうか。勿論これは県税の割り掛けをめぐって村民の間に利害対立があって、そこに意図的の作為が行なわれた場合には、当然問題としなければならない所であるが、ここではそれを楽観的に無かったものと仮定しておこう。そうした仮定がゆるさるるとして、明治末期から大正期にかけての階層構成の変化を見ることにする。湖南村における県民税戸数割は、大正10年以前は地価を標準としてそれに修正を加えたものを基に、村内全戸を40~50等級に分けて賦課されており、大正11年以後15年までは、大正10年10

月勅令第422号と大正11年2月内務省令第2号とに基づいて、総賦課額の10分の5を所得額、10分の4を資力、10分の1を建物価額によって徴収している⁽²⁾。問題となっている大正中期に徴収基準が変わっているために、これを通年次資料として使用するには工夫を要する。そこで賦課額等級表を5年間隔でとって整理し、各年次を5段階に分けることにする。そうして各階層が当該年度における総賦課額の20%づつを納めるように各年度の階層を分けるのである。こうして得た結果を、通年的に比較すると、我々は各階層の持っている相対的地位の変化を理解することができる。すなわち、同一階層にとどまった場合であっても、次年次にその階層に属する戸数が増加した場合には、より多くの家々が同一割合の県民税を負担するのであるから、その階層の地位は相対的に下落したと考えられるからである。同様にして戸数が減った場合は上昇したのである。このようにして得た湖南村全体の階層構成の変化を示すのが第1表である。この表から我々が各階層の運命について知りうるのは次の諸事実である。まず最下層は明治末から一貫して下落を続けており、それが大正中期に一時上昇に転じつつ、14年にはまた下落していること。中の下層及び中層は明治末—大正4~9年までは上昇傾向にあり、以後下降に向ったこ

第2表 <県民税数割から見た階層構成> 南真志野

年度		M. 33	M. 38	M. 43	T. 4	T. 9	T. 14
階層	小字名						
1	西仲野南	25 24 11 19 } 79	29 27 17 28 } 101	33 34 21 26 } 114	33 29 22 24 } 108	33 28 21 26 } 108	32 29 17 27 } 105
2	西仲野南	8 11 12 9 } 40	14 14 11 7 } 46	10 3 7 4 } 24	7 5 8 8 } 28	7 6 6 9 } 28	9 7 6 7 } 29
3	西仲野南	5 4 4 5 } 18	2 5 3 4 } 14	1 6 3 2 } 12	2 6 2 2 } 12	4 3 5 3 } 15	6 2 8 2 } 18
4	西仲野南	2 3 0 0 } 5	2 1 0 0 } 3	2 1 0 0 } 3	2 2 0 0 } 4	1 3 0 0 } 4	1 3 0 0 } 4
5	西仲野南	1 0 1 0 } 2	1 0 1 0 } 2	1 0 1 0 } 2	1 0 1 0 } 2	1 0 1 0 } 2	1 0 1 0 } 2
合計		144	166	155	154	157	158

と。中の上層は大正 4~9 年の間に下降したのみでその他はずっと上昇していること。最上層はこの時期を通じて常に一貫して上昇を続けていたこと。そうしてこれらのことは南真志野分のみの家々の階層構成の変化に関するものではあてはまると云うことができる(第2表)。いづれの場合にも大正初期を転期として、従来最下層のみのものであった下降傾向が、中の上層にまでもおよび、しかも最下層にあっては大正中期中に一時的に上昇傾向に転じつつ、大正末には又反転して、以後は中の上層以下の各層は総体的に下落して行くのが特徴であると云えよう。

次にこれらの時期の中でも小組合の成立が特に集中した大正 9 年前後の状況を、より詳しく見よう。大正 4~9 年における変化を、南真志野分のみについて個々の家のレベルにまでおいてみるために、兩年度における階層変化を対照してみると第3表のようになる。その結果を南真志野を構成する小字ごとに、そうして上昇及び下降に大別してまとめたものが第4表である。この2つの表を前出の第2表と対照させて我々が指摘できるのは次の点である。まず大正 4~9 年の間に南真志野においては上昇傾向にあった家が圧倒的に多い(約 77%) こと。そうして、それらの大部分は階層的に上昇した(より上の

第3表 <T. 4~T. 9 の階層変化対照表>
南真志野

小字名		T. 9				
		1	2	3	4	5
1	西仲野南	29 26 20 21 } 96	4 1 1 2 } 8	0 0 1 0 } 1		
2	西仲野南	0 1 1 0 } 2	3 4 6 6 } 19	3 0 0 1 } 4		
3	西仲野南	1 0 0 0 } 1	0 1 0 0 } 1	1 4 1 2 } 8	0 2 0 0 } 2	
4	西仲野南	0 1 0 0 } 1			1 1 0 0 } 2	
5	西仲野南					1 0 1 0 } 2

第4表 <T. 4~T. 9 の階層変化>南真志野

変化	小字名					合計
	西 沢	仲村沢	野明沢	南 沢	合 計	
上 昇	7 (16.3)	3 (7.31)	2 (6.45)	3 (9.47)	15 (10.2)	113 (76.8)
相対的上昇	30 (69.8)	26 (63.4)	21 (67.8)	21 (65.6)	98 (66.6)	
相対的下降	5 (11.6)	9 (21.9)	7 (21.6)	8 (25.0)	29 (19.7)	34 (23.1)
下 降	1 (2.3)	3 (7.31)	1 (3.22)	0 (0)	5 (3.4)	

註：(1) カッコ内はパーセンテージを示す。

階層に移行した)のではなく、むしろ同一階層にとどまったのではあるが、その階層の相対的地位が上昇したことによるものであること(相対的上昇)。さらに以上の大部分は第1階層についてであること。

以上に見てきた大正中期における南真志野の農家の一般的な階層的变化、すなわち全体的な上昇傾向とそれを結果した最下層の相対的上昇と中層の相対的下降の中にあつて、農家小組合は如何なる性格の家々の結合として成立したのであろうか。まず小組合の構成員たる家がどの地域にあるかと言う点から考察することにする。すでに前章で必要なぎりにおいて引用した各小組合の規約においては、組員の地域を如何に定めているだろうか。明治45年に県から示された養蚕組合規則準則においては、組員は「村内=居住スル養蚕者」とされている。それは同年郡段階に至って「戸数ハ二十戸以上」とされて、地域に関する具体的な指示はない。そうして大正 7 年郡農会が示した「奨励事項」によれば組員に関する規定は単に「十戸以上ノ組員」となっており、同年に成立した野明養蚕組合の規則によれば「村内=居住スル養蚕者」とされている(25頁の第1図を参照)。また米

第5表 <大正期の農家小組合と沢組>

小字名	組合名	野明	南真	第1	第2	南真	鷺湖	中村
		養蚕	志野	米作	米作	桑園	桑園	
西 沢		1	7	0	13	11	13	5
仲 村 沢		2	9	9	0	3	3	14
野 明 沢		11	1	4	0	2	3	0
南 沢		2	0	5	0	5	1	0
合 計		16	17	18	13	21	20	14

註：(1) 鷺湖桑園改良組合で小字不明のもの1戸。

第6表 <農家小組合とマキ>

マキ		マキ																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	31	不明	なし		
マキ総戸数		6	11	5	22	8	8	6	30	4	0	7	4	6	6	4	6	6	14	5	3	6	3	3	1	1	1	1				
大 正 期	野明養蚕組合	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	4	1	2	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南真志野養蚕組合	0	2	1	2	0	1	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
	第1米作改良組合	0	3	1	2	0	2	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2	0	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
	第2米作改良組合	1	0	0	1	0	1	0	8	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	南真桑園改良組合	2	1	1	3	0	1	1	4	0	0	0	0	0	1	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	鷺湖桑園改良組合	0	0	1	3	1	0	0	4	0	0	4	0	0	0	0	2	0	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	
	中村購買組合	0	2	0	2	1	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	
	第1農家組合	2	0	0	2	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	0	4	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
	第2農家組合	0	0	1	0	4	2	2	0	0	0	1	1	3	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
第3農家組合	2	5	0	4	2	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0		
第4農家組合	0	0	0	3	2	3	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	4	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0			
第5合農家組	0	3	1	3	0	1	0	6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
第6農家組合	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	2	1	0	1	0	0	1	4	0	0	0	0	1	0	1	1	0	4	0			
第7農家組合		2	3	0	0	0	1	5	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	2		
合計		5	10	5	12	9	7	4	19	3	0	7	2	4	5	2	4	5	9	5	3	5	2	2	1	1	1	0	9	3		

註：(1) No. 26~No. 30 のマキは小組合員を出していない。

作改良組合にあっては、組合員の居住地域に関しては何等規定されておらず、桑園改良組合の場合は「南真志野＝居住スル栽桑者」とされている。さらに中村購買組合の場合は地域に関する規定はない。したがって大正中期における小組合と地域との関係について、それらの規約から見るならば、単に「村内」とされているもの、南真志野の範囲と規定しているもの、戸数の最少限度（十戸～二十戸）を定めているもの、及び全く規定を欠いているものの4種類があったことが分る。次に現実に小組合を構成した家々の地域を見ると、まず第1に規約にはその地域を「村内」としているものがあるにも拘らず、南真志野の地域を越えて湖南村のレヴェルに達するものは一つも存在せず、総て南真志野の内部で完結している。次にこれらの小組合と、南真志野を構成している4つの小字である「沢組」との関係はどうであろうか。第5表は大正中期の7つの小組合の構成と「沢組」との関係を示している。これによると第2米作改良組合及び中村購買組合の場合をのぞいて、いづれもそれぞれ中心となる「沢組」はありつつも、他に2つ以上の「沢組」から加入している。これに対して第2米作改良組合、中村購買組合の場合にはそれぞれ西沢・仲村沢の内部で組合が完結している。この2つのタイプの小組合の併存はこの

時期における小字と小組合の形成との関係の複雑さを示すものと言えよう。野明養蚕組合の様に沢の名称を小組合の名称としている場合であっても、組合員は必ずしも総てが野明沢の家であるとはかぎらないのである。

南真志野において「マキ」と呼ばれている同族団との関係は如何であろうか。南真志野には全体で33のマキがあり⁽¹⁾、最も多くの構成員を持つものは30戸の家々を含み、最小のものは1戸からなっている。大正期の各小組合の成員とマキとの関係を第6表によって検討すると、次の様になる。すなわち、どの小組合の場合にも一つの特定のマキを中心として成立していると考えられるものはなく、また同一マキから性格を同じくする2つの小組合（例えば第1、第2米作改良組合、鷺湖、南真桑園改良組合など）に分れて組合員を出している例が多い。さらにNo. 8 マキやNo. 4 マキの場合にられる様に、養蚕組合の場合には加入している家は総て同一組合であっても、米作改良組合、桑園改良組合の場合には、それぞれ2つの組合に分れて加入している。これらは、大正期におけるマキが、小組合の形成のための主要な要因ではなかったことを示すものと考えることができよう。

さて次に、この時期の小組合の構成と組合員たる家々

第7表 <大正期農家小組合と階層>

階層	1	2	3	4	5	合計
野明養蚕組合	9 (56.3)	5 (31.2)	2 (12.5)	0	0	16 (100)
南真志野養蚕組合	10 (58.9)	4 (23.5)	2 (17.6)	0	0	17 (100)
第一米作改良組合	8 (44.4)	5 (27.8)	4 (22.2)	1 (5.6)	0	18 (100)
第二米作改良組合	7 (53.8)	3 (23.1)	2 (15.4)	1 (7.7)	0	13 (100)
鷺湖桑園改良組合	14 (70.0)	4 (20.0)	1 (5.0)	1 (5.0)	0	20 (100)
南真桑園改良組合	10 (47.7)	7 (33.3)	3 (14.3)	1 (4.7)	0	21 (100)
中村購買組合	9 (64.4)	3 (21.2)	0	2 (14.3)	0	14 (100)
小組合参加戸 全体(重複をのぞく)	45 (57.7)	22 (28.2)	8 (10.3)	3 (3.8)	0	78 (100)
南真志野	(66.8)	(17.8)	(9.5)	(2.6)	(1.3)	(100)

註：(1) カッコ内はパーセンテージを示す。
(2) 鷺湖桑園改良組合では階層不明のもの1戸。

の経済的条件との関連を見よう。その場合にそれぞれの農家について、その経営の具体的内容を知るために必要な資料が、すでに述べた様に入手出来ないの、先に使用した県民税の賦課状況から考えることにする。第7表は、この時期の小組合の中で、組合員氏名の判明している7つの小組合について、大正9年における階層構成を示している。これによると、これら7つの小組合のそれぞれにあっては、第1階層の占める割合が、多くの場合に、南真志野全体の構成に比して低く、それに対して第2—3階層の割合が高い。重複する家をのぞいて考えた農家小組合に参加した家全体の階層構成も同様の傾向を示している。また2つの養蚕組合においては、組合間に大きな階層的な性格の差異は認められないが、米作改良組合、桑園改良組合にあっては、中層に比重をおくものと、下層及び上層の農家を多く組合員としているものとに分れる傾向があったことがうかがわれる。

次に大正期における小組合の成立に対して特に深く関係していたと思われる大正4—9年の間の階層変化を、組合員の家々についてみると第8表の様になる。ここで注目されるのは、いづれの小組合の場合でも、組合員の内同期間に下降傾向を示したものの割合が、南真志野全体の場合に比してかなり高いと云うことである。すなわち南真志野全体の場合では同期間中に下降傾向にあったものは全体の23.1%であったのに対し(第4表参照)、小組合に参加した家の場合には平均して40.8%である。特に南真志野養蚕組合、第1第2米作改良組合の場合には、下降する家の割合が多く、上昇と下降とがほぼ相半ばするほどである。

以上の考察から大正中期の小組合の結成の動機となった要因について、我々は次の様に言うことができる。この時期は全国的に見て農村の景気がよい時期であり⁽⁴⁾、「農村景気」にともなう「農家生活水準の上昇」も広く見られたのであった。さらにこの時期は購入肥料、

特に大豆粕の使用が全国的に急激に増加した時であった⁽⁵⁾。それは湖南地方についても例外ではない。土地の老精農が回顧している様に「全く大豆粕一辺倒と云う時代⁽⁶⁾」であったのである。先に述べた購買組合の経営が日用品を町の専門商店から購入し、同時に共同で資金を借入して肥料を購入することであったことは、この時期の特徴を明解に示している。生産手段のみでなく、日常生活用品の調達においてさえ、次第に貨幣経済の波に洗われる様になってきたこの時期の農家経営の姿を我々はこのに見るのである。そうした一般的傾向の中で農家小組合はどのような家々を結合させていたのか。すでに見た様にこの時期の農家小組合の構成で中心的であったのは中層に位する農家である。そうして中層の農家こそはこの時期で相対的に下降傾向にあった階層である。明治末から一貫して上昇傾向を示した第2・第3・第4階層は、大正4—9年の間に相対的下降傾向に転じたのである。それに対して第1階層は明治末以来の下降傾向が大正中期にいたってはじめて上昇傾向に転じたのである。貨幣経済に益々深く捲き込まれて行く農家は、中層の下降傾向と最下層の上昇傾向の中で両者の階層的利害の一致を見出し、農家小組合を結成してそれによって貨幣経済の深化に対応しつつ農村景気の享受を図ったのであったと思われる。

このようにして成立した大正期の小組合は、しかしながら、階層的利害の一致を唯一の動機として結成されたものではない。同族団としてのマキの結合が小組合の結成に顕著な作用をおよぼしたとは認めたいが、しかし大字南真志野の内部を4つに分つ小字「沢組」の結合は、小組合を小字の内部に完結させる場合もあったのである。ただそうした例が多くない(検討可能な七組合の内二組合)事は、むしろこの時期の小組合が、「沢組」の結合から離れて行こうとしていたことを示すものではあるまいか。それは未だ十分に「沢組」の結合から離れき

第8表 <T.4~T.9の階層変化と小組合>

組合名 変化	野明 養蚕組合	南真志野 養蚕組合	第1米作 改良組合	第2米作 改良組合	鷺湖桑園 改良組合	南真桑園 改良組合	中村 購買組合	平均
上 相 对 的 上 昇	3) 12 9) (66.7)	0) 8 8) (47.1)	1) 9 8) (50.0)	1) 6 5) (50.0)	1) 13 12) (65.0)	6) 14 8) (66.7)	1) 9 8) (69.2)	(59.2)
不 変	0	0	0	0	0	0	0	0
相 对 的 下 降	4) 4 0) (33.3)	5) 9 4) (52.9)	8) 9 1) (50.0)	4) 6 2) (50.0)	6) 7 1) (45.0)	4) 7 3) (33.3)	3) 4 1) (30.8)	(40.8)

註：(1) カッコ内はパーセンテージを示す。

(2) 第二米作改良組合、鷺湖桑園改良組合で階層変化不明のもの各1戸。

っていたのではないが、そうした方向への移行の過程にあったものと理解されるのである。

- 1) 「日本農業発達史」7巻155頁。
- 2) 土地所持に対する課税部分が相対的に減少したことは次の2つの意味を持っている。すなわち、農民運動の高揚期であったこの時点で権力が地主的土地所有の擁護（土地に対する課税の減少）を図ったこと、さらに権力の基盤が土地所有から産業資本へと移行して行く、過程にあったと云うことである。これが南真志野の構造にどのような変化をもたらしたかについてはここで明らかにしがないので後証にまわりたい。
- 3) 「合併社寄附金及祭典席次帳」（明治43年）・「合併社祭典当番名簿」（同44年）の記載によれば33のマキが数えられるが、昭和37年の段階ではそのうち9つのマキは「不明であるか、または存在しない」（有賀喜左衛門、仲康「マキと祝神講」（前掲紀要所収）。大正中期のマキの状況について、すでにいくつのマキがなくなっていたのか、マキは残っていてもその構成員にどの程度の変化があったのかを正しく知りえないので、ここでは昭和37年のマキの構成をもって大正期のそれに代用しておく。
- 4) この地方の現金収入の主要な柱の1本である養蚕業の状況を知るために、試みにこの時期の前後における養蚕農家1戸当りの収繭量と平均価格（いづれも長野県の場合）から1戸当りの平均養蚕収入を算出すると次の様になる、

大正4年	153.3円
5年	260.7円
6年	293.4円
7年	438.6円
8年	651.1円
9年	285.5円

 （いづれも日本帝國統計年鑑各年度より作製）
- 5) 古島敏雄「概説日本農業技術史」129頁。
- 6) 藤森平右衛門「水稻篇」湖南史談会。

(3)

前章に見た様に、大正中期における農村の一時的な好況期に、南真志野においては農家小組合の簇生をみたのであった。それに続く大正後半の所謂慢性的不況期は、「小組合の『嵐の如く』発展した時期⁽¹⁾」であるとされているが、南真志野においても、この時期に、小組合の分化統合が激しく行なわれた跡を、とぼしい資料の中にも見ることができる。例えば農家の自主的結合として生れた中村購買組合は、大正9年以降の農村不況の中で、組合員の中から決算期に精算不能となる者が1戸ならず出

現し、その返済の為に組合が連帯して債務を負い、ついにこの時期に家産整理を行なう家も生れる程であった。こうした深刻な不況の下にこの購買組合は事実上解散している。桑園改良組合、米作改良組合等は以後資料に名前を見なくなり、南真志野に4組合あった養蚕組合も、大正末年には1組合に統合されている。

昭和期に入ってから農村恐慌の中で不景気はさらに深刻化し、農業はその荒波をますます強く受けるのである。それへの対応策としてこの時期に出現する「農村経済更生運動」は、農家小組合結成への全国レベルでの働きかけをその重要な柱としていた。すなわち昭和7年に公布された産業組合法第7次改正による、農家小組合を「農事実行組合」及び「養蚕実行組合」として産業組合に法人加入させると云う施策がそれである。

この政策に対応して、南真志野においては昭和7～10年の間に9つの農事実行組合と少くとも6つの養蚕実行組合が成立し登記された⁽²⁾。そうして、これらの小組合は昭和10年、長野県からの冷害補助金の分配を契機として7つの組合に整理統合されていくのである。その間の事情を当時のある農事実行組合長の日記は次の様に伝えている。

「7月1日信用組合楼上に置て農会惣代農家組合長信用組合長等合同にて農村発達に付座談ス 県ヨリ冷害補助金ノ割賦方法ニ付キ一組合二拾人制度ノ届出をしノ件有るなり 当夜実行組合農事の連合会をス 一組合員二十人制度ニ付協議ス 第一議案としては旧組制度第二又は小組合が合同スルカ各組合事に寄合をして四日ノ夜ノ打合セナリ 開散十二時⁽³⁾」(中略)

「七月四日会所ニ置キ組合長会議 組合二十制度ノ打合セ 薬品配布方法 南真志野組合第七組合迄ニ減少スルナリ⁽⁴⁾」

この日記の記載が意味する所は以下の様である。昭和10年の7月1日に、県から示された冷害補助金（同日記1月の記載によればそれは「58万円カラノ多額」であった）の割賦は農家小組合を対象としてなされ、それを受けるためには小組合は20戸の組合員を含むことが必要となったのである。そのために従来からあった小組合の組織を変革することが必要となり、その方法として2つが考えられた。1つは旧組（南真志野を構成する4つの小字である「沢組」の別称）を単位として再編する方法であり、「沢組」はいづれもの4～50戸数を含むから、もしその方法がとられて、各小組合20戸宛とするならば1つの沢に2つの小組合を作ることになったであろう。他の1つは従来あった小組合を原形とし、それに多少の変

更加えて20戸づつとする方法である。そうして現実にとられた方法は後者であった。すなわち、第1、第2、第3、第5の各組合はそれぞれ数名の加入者を追加して20名とし、第4、第6組合は合同して第4組合となり、第7、第8組合も合体して第6組合となったのである。その結果、南真志野には全部で145戸の組合員を擁する7つの「農事実行組合」が成立したのである。これらの組合が大正期の小組合の如く養蚕・米作改良・桑園改良等々の特殊農事を行なう組合ではなく、むしろ農事一般について農会及び産業組合の下部団体として、農政の受け入れ機関としての作用を営んだことは、南真志野においても他の地方の場合と同様である。

「農村経済更生運動」は、「農村部落における固有の美風たる隣保共助の精神を活用⁽⁶⁾」することを基本方針としていたのであるが、結局「旧組制度」が採用されなかったことは興味深い。

この様な状況の下に再編成された農家小組合は、実際

にどのような家々を組合せていたであろうか。それを再編成の前後を通じて考えてみることにする。まず第9表によって昭和10年における再編成の結果生れた7つの小組合のメンバーと「沢組」との関係を見ると、四つ「沢組」のそれぞれに対して中心となる小組合が1各組合づつ対応しているのではあるが、それにも拘らず、各「沢組」は、いづれも4つ以上の小組合に組合員を送っていることがわかる。また小組合ごとに見るならば、第1、第2、第3、第4の各組合は、それぞれ西、野明、仲村、南の各「沢組」から集中して加入しており、第5組合は西、仲村の2「沢組」が中心となっており、第6、第7組合は4つの「沢組」から組合員が出ている。したがってこの時期の小組合にあっては、組合員は「沢組」にかなり強く制約されてはいるもののその結合はかならずしも「沢組」の内部のみにとどまるものではなかったと言うことができよう。

それではこれらの小組合が「沢組」を越えて家々を結びつけている契機は何であろうか。試みに組合員の階層的

第9表 <昭和10年における農家小組合と階層及び沢組>

組 合 名	第1組合	第2組合	第3組合	第4組合	第5組合	第6組合	第7組合	合 計
階層及び小字名								
1 西仲野南	$\begin{matrix} 8 \\ 1 \\ 0 \\ 1 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 8 \\ 1 \\ 0 \\ 1 \end{matrix}} \right\} 10$	$\begin{matrix} 0 \\ 10 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 10 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 10$	$\begin{matrix} 0 \\ 14 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 14 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 14$	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 9 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 9 \end{matrix}} \right\} 9$	$\begin{matrix} 3 \\ 5 \\ 1 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 3 \\ 5 \\ 1 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 9$	$\begin{matrix} 7 \\ 3 \\ 2 \\ 6 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 7 \\ 3 \\ 2 \\ 6 \end{matrix}} \right\} 18$	$\begin{matrix} 2 \\ 9 \\ 0 \\ 2 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 2 \\ 9 \\ 0 \\ 2 \end{matrix}} \right\} 13$	$\begin{matrix} 20 \\ 32 \\ 13 \\ 18 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 20 \\ 32 \\ 13 \\ 18 \end{matrix}} \right\} 83$
2 西仲野南	$\begin{matrix} 3 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 3 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 3$	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 4 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 4 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 4$	$\begin{matrix} 0 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 1$	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 2 \\ 3 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 2 \\ 3 \end{matrix}} \right\} 5$	$\begin{matrix} 4 \\ 4 \\ 1 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 4 \\ 4 \\ 1 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 9$	$\begin{matrix} 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 1$	$\begin{matrix} 3 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 3 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 4$	$\begin{matrix} 11 \\ 6 \\ 7 \\ 3 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 11 \\ 6 \\ 7 \\ 3 \end{matrix}} \right\} 27$
3 西仲野南	$\begin{matrix} 5 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 5 \\ 1 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 6$	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 1$	0	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 6 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 6 \end{matrix}} \right\} 7$	$\begin{matrix} 2 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 2 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 2$	0	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 1 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 1 \end{matrix}} \right\} 1$	$\begin{matrix} 7 \\ 1 \\ 2 \\ 7 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 7 \\ 1 \\ 2 \\ 7 \end{matrix}} \right\} 17$
4 西仲野南	0	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 4 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 4 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 4$	$\begin{matrix} 0 \\ 3 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 3 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 3$	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 1 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 1 \end{matrix}} \right\} 2$	0	$\begin{matrix} 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 1$	$\begin{matrix} 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 1 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 1$	$\begin{matrix} 2 \\ 3 \\ 5 \\ 1 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 2 \\ 3 \\ 5 \\ 1 \end{matrix}} \right\} 11$
5 西仲野南	0	0	0	0	0	0	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 1 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 1$	$\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 1$
階層不明	1 (西)	1 (小字不明)	2 (仲)	0	0	0	2 (野)	6
合計 西仲野南不明	$\begin{matrix} 17 \\ 2 \\ 0 \\ 1 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 17 \\ 2 \\ 0 \\ 1 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 20$	$\begin{matrix} 0 \\ 19 \\ 0 \\ 1 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 19 \\ 0 \\ 1 \end{matrix}} \right\} 20$	$\begin{matrix} 0 \\ 20 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 20 \\ 0 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 20$	$\begin{matrix} 0 \\ 4 \\ 19 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 0 \\ 4 \\ 19 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 23$	$\begin{matrix} 9 \\ 9 \\ 2 \\ 0 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 9 \\ 9 \\ 2 \\ 0 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 20$	$\begin{matrix} 9 \\ 3 \\ 2 \\ 6 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 9 \\ 3 \\ 2 \\ 6 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 20$	$\begin{matrix} 6 \\ 10 \\ 3 \\ 3 \\ 0 \end{matrix} \left. \vphantom{\begin{matrix} 6 \\ 10 \\ 3 \\ 3 \\ 0 \end{matrix}} \right\} 22$	145

- 註： 1) 昭和10年度村民税戸数割賦課額等級表（湖南村会議事録）より作製。
 2) 階層の区分の仕方は第1表と同じ。
 3) カッコ内は小字名を示す。

立場を、前出の第9表によって村民税の戸数割賦課額から見よう。これから考えるに、第1、第2、第3、第5組合は、多少の異動はありつつもほぼ相似した階層構成を示しているのであるが、第6、第7組合は明瞭にそれらと異った構成を示している。すなわち第6組合にあっては最下層の比重が圧倒的に高く、1戸のみ第4階層から加入している。第7組合の場合には最上層から最下層までの各層をもれなく含んでいる点が注目される。このような各小組合の持つ特徴の意味を理解するために、昭和13年における土地所有高(第10表)をこれに合せて考えてみる。第11表は土地所有高によってとった5つの階層と前出の村民税戸数割によった階層との相関を各小組合別に示したものである。これから我々は次のように言うことができる。まず第7組合であるが、これは土地所有は2反5畝以下が大部分を占めているにもかかわらず、戸数割から見た階層から云うと第1~5階層にわたって分布している。また組合員も村内の2ヶ寺・開業医等、非農家が多い。したがってこの組合は非農家が沢を越えて集まって成立した小組合であると考えられよう。次に

第6組合は、土地所有、階層共に最下位に属する家々が沢を越えて集まった組合であると考えられる。ただ中に1町8反7畝16歩を所持し、戸数割から見た階層でも第4階層に属する家戸あり、それが組合長を務めている点からも、この有力な家を中心として弱少の家々が沢を越えて集まった組合であると想像してよいであろう。次に第1~4組合について、その結合の主要契機となったものは何であろうか。我々はこれを沢の結合であると考えたい。すなわち第1組合は西沢、第2組合は野明沢、第3組合は仲村沢、第4組合は南沢を、それぞれ中心として、それに若干の沢を越えた家々を加えて1組合を結成している。第6、第7組合がそれぞれ弱少の家々及び非農家が沢を越えて結び合っているのに対して、それらの4組合は、農業生産に比重を置き、主として中層に位置する農家が各沢ごとに結合して組合の母体をなしていると思われる。これに対して第5組合は如何であろうか。この組合は西・仲村・野明の3つの沢から組合員を送っており、就中西及び仲村沢が中心である。第5組合は明らかに第1~第4組合とは組合員構成を異にしてい

第10表 <農家小組合員の土地所有> (昭和13年)

組合名		第1組合	第2組合	第3組合	第4組合	第5組合	第6組合	第7組合	合計
土地所有	小字名								
0~2.5	西仲野南	7 0 0 1 } 8	0 0 10 0(1) } 11	0 14 0 0 } 14	0 0 1 8 } 9	2 5 1 0 } 8	7 3 2 5 } 17	5 9 1 3(1) } 19	21 31 15 17(2) } 86
2.5~5.0	西仲野南	3 1 0 0 } 4	0 0 5 0 } 5	0 2 0 0 } 2	0 0 0 1 } 1	3 3 1 0 } 7	0 0 0 1 } 1	0 0 0 0 } 0	6 6 6 2 } 20
5.0~7.5	西仲野南	0 0 0 0 } 0	0 0 0 0 } 0	0 1 0 0 } 1	0 0 2 4 } 6	1 0 0 0 } 1	1 0 0 0 } 1	0 0 0 0 } 0	2 1 2 4 } 9
7.5~10.0	西仲野南	3 1 0 0 } 4	0 0 2 0 } 2	0 0 0 0 } 0	0 0 0 3 } 3	1 1 0 0 } 2	0 0 0 0 } 0	0 0 0 0 } 0	4 2 2 3 } 11
10.0~	西仲野南	4 0 0 0 } 4	0 0 1 0 } 1	0 3 0 0 } 3	0 0 1 3 } 4	2 0 0 0 } 2	1 0 0 0 } 1	1 0 1 1 } 3	8 3 3 4 } 18
合計	西仲野南	17 2 0 1 } 20	0 0 18 0(1) } 19	0 17 0 0 } 17	0 0 4 19 } 23	9 9 2 0 } 20	9 3 2 6 } 20	6 9 2 4(1) } 22	41 43 28 30(2) } 144

註： (1) カッコ内は小字不明のもの。
 (2) 土地所有不明のもの1戸。

第11表 <農家小組合員の土地所有から見た階層と村民税戸数割から見た階層との相関>

第1組合

	1	2	3	4	5
1	6	3			
2				1	2
3	1			4	2
4					
5					
不明		1			

第2組合

	1	2	3	4	5
1	7	2		1	
2	2	2			
3	1				
4	1	1		1	1
5					
不明	1				

第3組合

	1	2	3	4	5
1	12	2			
2			1		
3					
4					3
5					
不明	2				

第4組合

	1	2	3	4	5
1	7		2		
2	1	2	2		
3			2	3	2
4					2
5					

第5組合

	1	2	3	4	5
1	6	3			
2	2	4	1	1	1
3				1	1
4					
5					

第6組合

	1	2	3	4	5
1	17	1			
2		1			
3					
4					1
5					

第7組合

	1	2	3	4	5	不明
1	13					
2	3				1	
3	1					
4	1					
5					1	
不明						1

註：(1) 横欄は昭和13年の土地所有規模を示し、0~2.5反、2.5反~5.0反、5.0反~7.5反、7.5反~10.0反、10.0反以上の各階層を示す。縦欄は昭和10年度村民税戸数割から見た階層。そのとり方については第1表と同じ。

る。我々は現在この組合の結合の原理を明らかにしえないが、聞き取りで知りえた所では、この組合は前述の大正期の南真志野養蚕組合の末である。そしてその事は組合員氏名が両者で一致する所からもある程度確かめることができる。しかしながら、大正期の養蚕組合が何故に昭和期に存続しえたかを明らかにしえないので、第5組合についてはなお不明としておき後証にまちたい。

次にこれらの昭和10年に再編成された農家小組合の構成と、「マキ」の構成との関連を見よう。前出の第6表によって検討する。同一マキの大部分が同一組合に加入している事例をもって、マキが組合結成への動機となっている可能性のある場合であると見なすならば、そうしたケースは、No. 16, No. 17, No. 19, No. 21の各マキの場合について認めることができる。No. 16 マキの場合、同マキに所属する全戸数は6戸、その内昭和10年と小組合に参加しているもの4戸、そしてそれらはすべて第1組合に属している。4戸中3戸は西沢にあり、それらについては、マキを同じくしていると云うよりは、むしろ沢を等しくすると云う理由によって同一組合に加入したと考えることも出来るが、他の1戸は南沢の家である点が問題となる。そしてそれは西沢の3戸の内の1戸から現戸主の代になって分れた家なのである。したがって、これは本家分家関係としてのマキの結合が組合の結成に与って力があつたことを示すものと言えよう。次にNo. 17及びNo. 19 マキの場合には、いずれも大部分の成員が第4組合に加入している。No. 17 マキの成員はいずれも南沢に属しているため、マキの結合が小組合の結合に作用したのか、あるいは「沢組」の結合が小組合の結成に決定的であつて、それがたまたまマキの構成と一致したのみであるのか、を明らかにしがたい。一方No. 19 マキの場合、5戸の内1戸のみは野明沢に、他はすべて南沢に属している（この家も大正13年までは南沢にあつたことが聞き取りで判明している）。このマキはマキの全成員が第4組合に属している点から、野明沢の1戸も、マキの成員としての結合の故に第4組合に加入したものであると考えることも可能である。No. 21 マキの場合、5戸中4戸は第7組合に、1戸は第3組合に属している。第3組合はすでに見た様に、農業生産に比重をおいた家々の組合であるが、これに加入している1戸は、第7組合（非農家の組合と考えられる）に加入した4戸がいずれも1畝20歩どまりの土地所有であるのに対して、1反9畝26歩所有している所から考えても、このマキは、成員の家経営の内容からそれぞれに加入した組合が、たまたま多く第7組合に一致したものと考

られよう。次に西沢を中心とする第1組合に仲村沢から加入している2戸の内1戸（第9表参照）は、マキとしての結合のために第1組合に加入したことが聞き取りで確かめられる。すなわちこの家は古く西沢を中心とするNo. 8 マキの内の1戸から別れたと云う伝承をもち、当主の記憶によつても、社会関係は多く西沢と結んでいたとの事である。しかしながらNo. 8 マキのすべてが第1組合員であるわけではなく、第1・第3・第5組合にそれぞれ加入しているのである。この事は、マキが「沢組」を越えて家を結びつける1つの条件となる場合があつたこと、そしてそれが決してすべての条件ではなかつたことを示していると思われる。

以上に展開した昭和10年の小組合再編成の結果成立した7つの小組合の構成に関する考察を要約するならば次の様にならう。すなわちこの時点における小組合の結合は、大正中期の時点よりもさらに強く「沢組」の結合に規制される様になっている。そしてその「沢組」の結合による規制からなお離れているのが非農家であり、またごく零細な農業経営の家であつた。すなわち家経営の内容、とくに農業に主力をおいているか否か、がその動機となつていて考えられる。また少数ではあるがマキの結合が小組合の結成に与つて力があつた事例も確かめることが出来る。この時点においては階層的には中層に位置し、農業に比重をおく家々それは農業集落としての南真志野の中核をなすと思われる＝はすでに「沢組」を単位とした小組合に参加していることが注目される。

- 1) 佐原義雄「農家小組合について」経済評論 昭和11年9月
- 2) 長野県報 昭和7年～10年による。
- 3)～4) 昭和10年「第三農事組合日誌」藤森貞衛氏所蔵 すべて原文のまま引用。
- 5) 昭和7年10月6日 農林省訓令第2号。

(4)

昭和10年における農家小組合の再編成の結果成立した小組合の構成は、前節に見た通りである。以後この小組合は昭和15年における再編に至るまで存続したのであつた。すなわち15年4月、南真志野にあつた7つの「農事実行組合」は再編されて4つの小字に各1組合宛、都合4つの小組合が成立したのである。その直接の動機となつたものは、同年4月法律第99号による農会法第4次改正である。それは「農事実行組合、農家小組合其ノ他勅令ノ定ムル一般的目的ノ部落農業団体ハ市町村農会ニ加入スルコトヲ得」（第26条）とした。そして長野

県農会はこの改正農会法の「部落農業団体」に関して次の様な解釈を発表した。

「……要は部落の全農家が加入していることが重要なことであって、農業者以外の者の加入も決して拒むわけではない。地区は部落其他之に準ずる区域による自然の部落であって行政区画に基かない趣旨である⁽¹⁾」。ここで明らかにされている様に、改正農会法は、行政区画としての「村」を単位とするのではなく、部落を越えた農家の結合でもなく、部落そのものを単位とし部落内の農家（県の解釈によれば非農家をも含めて）を網羅するものと考えられているのである。そうした小組合の組織づくりを当局が強く推進していたことは、同年8月に「農事実行組合規約例」が農林省から発表されたこと⁽²⁾からも十分うかがわれる。さらに従来から農家小組合を下部組織としていた産業組合と、新たにそれを下部組織として持つようになった農会との間も、同年10月には「部落団体強化に関する連絡委員会⁽³⁾」が設けられ、調整される様になった。農政の2大団体としての農会と産業組合が連絡を保ったと云う点で、後の農業団体統合につながるものとして、これが農業及び農村への統制の上にもった意義は大きい。

ここに見られる農村再編への農政は、昭和12年以降、戦争によって慣性的不況からの脱出を図ろうとする方向をいよいよ推進しつつあった日本資本主義が、戦局の長期化にともなう労働力不足、生産手段の欠亡を補い生産力拡充強化を企てる手段としてとった、農業及び農村統制の強化策である。そのために農家小組合を「部落農業団体」として、部落の範囲とし一致せしめ、部落内の全戸を小組合を通じて把握しようとしたのであった。

こうした全体的な農政の働きかけの中にあつて、南真志野はどうそれに対応したであろうか。ここでは南真志野を構成する4つの小字である「沢組」を単位とし、その「沢組」の内部で完結する4つの小組合（第1～第4農事実行組合）が成立したのである。

ここにみた、いわゆる「農村協同体制確立運動」は日中戦争がどろ沼に陥り、肥料を始めとする農業生産手段が漸時欠亡してくる一方、食料その他の重要農産物の確保の必要が益々重大となってきたので、農会の農村及び農業統制の機能と機構を時局の推移に対応して整理強化しようとするものであった。したがってこの小組合の目的は「隣保共助ノ精進ニ則リ農業生産ノ発展ト共同ノ利益増進ヲ図リ以テ農業報國ノ実ヲ挙グルコト⁽⁴⁾」とされている。その主要目的が「農業報國」すなわち、国家的目的のための農民エネルギーの掌握にあることは明らか

である。この組合の行なう事業は、「農業生産ノ指導及統制並ニ協同化」、「土地及労力ノ調査」、「農業用資材及生活必需品ノ配給ノ統制」、「農産物ノ集荷ノ統制」、「貯蓄ノ奨励及負債整理ノ促進」、「共同利用設備及共同収益地ノ設置」、「共済備荒保健衛生其他社会施設ノ拡充」、「農業ニ関スル研究及調査」、「其他本組合ノ目的達成ニ必要ナル事業」の9項目であるが、内最初の4項目が農業統制を意味している。これは、農会法第4次改正が、新たに農会が農業統制を行なう道を開いたことに対応するものである。

この時点における統制は、単に農業に対するもののみではなかった。同じ15年の9月には「部落会町内会等整備要領」が内務省から訓令され、地域社会における生活全般にわたる統制が強化された。

この過程は南真志野においては如何であったか。湖南村常会、南真志野区常会及び小字を単位とした部落常会は昭和15年12月に発足しており⁽⁵⁾、前述の農家小組合の再編＝各小字を単位とした4つの小組合への編成替え＝から8ヶ月遅れている。農家小組合の改組は改正農会法の発布と同時に、昭和15年4月に行なわれ、4ヶ月遅れて発表された部落会の組織化はさらに4ヶ月遅れて12月に実行されたのである。

この様に農林省と内務省の両方から把握された、南真志野を構成する4つの小字である「沢組」は、今や統制の末端機関として働くようになった。その結果農家小組合は、部落と事実上一体化したのである。すなわち「沢組」は各一つ宛小組合を持ち、「沢組」内の農家は例外なくその小組合員となったのである。この農家小組合と部落との一体化は、戦局の拡大と国民経済の逼迫にともなう統制の深化につれて一層強化されるのである。すなわち昭和17年末から18年初頭にかけて行なわれた「村政機構一元化」の運動の中で、各小字を単位とした農家小組合はそれぞれの部落常会の「農事部」となるのである。これは18年3月公布された農業団体法にもとづき農会、産業組合、等五団体の統合による農業会の成立を先どりした形で行なわれた。部落への統制徹底化であった。その結果小字内の全戸は従来からの農家小組合への参加と否とを問わずに把握され、部落常会の農事部を通して一率に統制に服するようになったのである。こうして農家非農家を問わずすべてをその下においた部落常会及びその「農事部」は、戦後、昭和21年1月に組織の「一部改正」が行なわれた結果、再び「農事実行組合」と呼ばれる様になり、農家のみを組合員とするものとなった。それは昭和15年の再編の段階にもどったのであつて、「沢

組」の範囲を小組合の区域とする、その意味で部落と表裏一体の關係にある、組織にもどったことを意味していた。南真志野の農家小組合は以後は組織替えすることなしに現在に至っている。

昭和15年以後の農家小組合の動きは、それを要約すると次のようになる。すなわちこの時期における再編成の結果、農家小組合は「沢組」の区域とまったく一致する様になったのである。それは大正中期—昭和農業恐慌期以来の農政の方向を一そう推進し、より完全なるものに仕上げた形態であると言えよう。この時期に最も典型的であった農業及び農村統制は、「沢組」—農家小組合のルートをおさえることによってその実をあげたのである。そうしてそこで成立した農家小組合の形態は、基本的には、農地改革を含むその後の変動の中でも変わらず、今日に至っているのである。

- 1) 「農業規制の実施について」長野県農会報 42 卷 10 号。
- 2) 棚橋初太郎「小農経営と協同組合」511 頁。
- 3) 「農林行政史」第1卷 1439~40 頁。
- 4) 昭和16年創設「農事組規則」(湖南村農会が作製し各農事実行組合に配布したものであり、中央産業組合新聞第 504 号昭和15年 8 月21日掲載のものとはほぼ同内容)。
- 5) 昭和15年 9 月11日 内務省訓令第17号。
- 6) 自昭和15年「日誌」仲村沢常会。

む す び

以上煩を厭わず跡づけた過程をたどって南真志野における農家小組合は明治末以来変遷してきたのであった。それをここで一応整理してみると次のようになる。すなわち明治末年以来奨励されてきたこの地方の小組合は、大正中期の農家経済の一時的な好況期に至って、簇生を見たのであった。それは農政による奨励策への対応であったが、この時期に農政から独立した小組合もまた成立したのである。こうして成立した小組合の一部には「沢組」の中で究結しており、「沢組」の結合が小組合の結成に与って力があつた事を思わせるものもあつたが、多くは「沢組」の範囲を越えて、小組合の目的を自己の目的とする家々が結合して成立したものと考えられるのであつた。

大正後期～昭和初頭の慢性的不況—農業恐慌の中で、小組合は「農村経済更生運動」の重要な一環を担う事となり、その奨励も全国的なレベルで行なわれる様になった。それともなう小組合の再編成の結果、南真

志野の農家は 7 つの小組合に編成替えされたのであるが、この際の小組合の地域は如何であろうか。この時点では非農家の組合、ごく零細な農家の組合が「沢組」を越えて各 1 つ宛成立し、農家の組合としては、4 つの「沢組」をそれぞれ中心とする 4 つの組合と、その外に 3 つの「沢組」から加入している組合が 1 つ成立したのであつた。したがって昭和恐慌期の小組合の地域性については、「沢組」を越えて家経営の内容を等しくする家が結合する側面と、あくまで「沢組」の内部で完結しようとする側面との二重の構造であつたと考える事ができよう。この再編成が行なわれた時に、それを要求した農政はすでに「隣保共助の精神を活用」することを求めていたのであるが、それを受けとめた側に従来ある小組合の統合補充の形で再編を行なうか、或は「沢組」を単位として新しく小組合を作り直すか、の 2 案があり、結局前者がとられたのであつた。「沢組」の結合が全くかえりみられなかったわけではなく、それを利用して小組合を組織する道も村人の念頭には浮んだのであるが、結局採用されるに至らなかったのである。すなわち「沢組」そのものは、当時の村人にとっては、もはや「隣保共助の精神」の場=共同体として機能している集団=であるとは考えられなかったのである。非農家や零細農家にとっては特にそうであつたと言えよう。「沢組」の内部に究結した小組合に参加した如き、農業生産に比重をおいていた家々にとっては、しかしながら、「沢組」は地域社会としての結合の場であると同時に、主要な生産活動の共同の場でもあると云う性格を未だ残していたのであつた。それが「沢組」を単位とする小組合への再編を可能にした条件であつたと言えないだろうか。

それにつづく戦時体制下の統制策として行なわれた「農村協同体制確立運動」の中で、農家小組合は 3 度再編される事となる。すなわち南真志野では「沢組」を単位とする農家小組合が成立したのである。それは直接には農会法第 4 次改正による農家小組合の農会への加入にともなう改組ではあつたが、ほぼ同時に内務省が企図した「部落会町内会等整備要領」によって代表される、日常生活への国家統制強化策の一環でもあつた。その後統制の一層の深化と共に、「沢組」を単位とした農家小組合が「沢」の「部落常会」の一機関たる「農事部」となるに及んで統制は頂点に達したのである。この「農事部」としての農家小組合は、その後昭和21年 1 月には常会から独立して「農事実行組合」となつたが、この「沢組」の区域と一致した小組合の組織は、農地改革を経て生き残り今日に至っている。

南真志野は戸数約200戸の旧藩制村であり、諏訪盆地のデルタ地帯を見下す北東向きの傾斜面に位置する。明治22年町村制施行以後は湖南村の一大字となっていた。大字南真志野の内部は背後の山地より流出する4本の小川＝「沢」を中心とした4つの小字である「沢組」に分れている。それぞれの「沢組」は自治機関である「沢組の寄合」を持っており、大字の自治機関である「区会」の下部組織をなしている。共有財産、特に山林は大字南真志野がその所有単位であり、「沢組」は共有山林を持たない。水利に関して言えば、「沢」の流水の管理は「沢組」の権利であるが、それは南真志野地籍内の水田のごく一部分を灌漑するにすぎず、大部分の水田を含むデルタ地帯の灌漑は「諏訪湖治水組合⁽¹⁾」が管理している。この組合には「湖南村」が参加する形式をとるのである。したがって湖南村は主要なる灌漑水利の管理単位ではあるが、山林の共有団体ではなく、大字南真志野は山林の共有団体ではあるが水利に関しては重要な単位ではない。また小字である「沢組」はかつては飲用水であり、部分的には灌漑用水でもあった「沢」の水利権を持つ団体ではあるが、共有山林に対しては権利を持たない。

したがって基本的には草と水の共同所有団体であると言われる共同体を、この2つの集団の重積として考えることは、ここでは困難である。しかしながらここで問題としている小組合の区域について言えば、それは明らかに小字である「沢組」の地域との関連を通して考えることができる。そうして、その「沢組」の区域と小組合の地域との関連が、大正中期以降の再編成の課程の中でたどった変化を一言で要約すれば次のようになる。すなわち大正中期における小組合は、むしろ「沢組」の区域を越えて、家経営の内容から結成される傾向を持っていたのであるが、昭和恐慌期、戦時体制下の統制の時期、と進むにつれて「沢組」の区域に限定され、そこへ収斂する傾向を示したということである。

ここに見られる農家小組合の地域と「沢組」の区域との関係の変化の過程が意味しているものは何であろうか。この変化を、共同体としての部落の結合との連関において見れば、それはどのように説明されるか。我々はそれを次の様に考えたい。すなわち大正中期の小組合と「沢組」との関連として確認した、両者の乖離傾向は、生産手段の共有をめぐる結合＝それは刈敷にかわって当時出現した金肥である大豆粕の購入を目的の1つとする購買組合や新品種の共同導入の仲間としての養蚕組合、桑園改良組合、米作改良組合に示される様に、小組合の

結合によって代表される＝と、慣行生活の面での結合＝それは「沢組」の結合によって代表される＝との分解傾向、つまり「共同体としての部落」の解体化現象を示している。しかるに昭和恐慌期、戦時体制下について確かめられた、小組合と「沢組」の地域の一致傾向は、生産手段の共有関係としての小組合＝それは主要なる生産手段である肥料及び種子の統制配給を調整する機能をもった＝と、「沢組」との重積、すなわち「共同体としての部落」の再編成を意味している。小組合を部落の地域に一致させようとする農政の意図は、「沢組」の範囲にこだわらず、それぞれの経営上の目的から結合していた小組合を「沢組」と重ねることによって、「共同体としての部落」を再編成したのである。

このことは現在の我々にどのような意味を持っているだろうか。すでに農地改革後の小農経営については、「寄生地主的土地所有による⁽²⁾」直接的収奪は緩和されたが、それにかわって、「独占資本による直接的な収奪⁽³⁾」のもとにおかれており、その結果、「分割地農民創出の余地は、資本の側の条件としてはもちろん、農民側にも存在⁽⁴⁾」せず、「経済的基礎の劣弱な農民、不完全な土地解放のもとにおける自作農的土地所有にあっては、共同体的諸関係の残存は必至である⁽⁵⁾」と指摘されている。我々が見た共同体としての部落の再編過程は、国家独占資本による戦争遂行上の必要による農村統制として農村における共同体的諸関係を温存利用しようとして行なわれたものであったが、それは農地改革後の共同体の残存＝独占資本の補完関係としての＝の出発点であり、その残存形態の直接的先行者であると考えられる事ができる。あたかも農地改革前の「戦争の論理の必然による」寄生地主的土地所有への規制が、「戦後の農地改革の必然と、その方向を指示していた⁽⁶⁾」ように、戦時下の共同体の再編が農地改革後の独占資本主義下の共同体の残存形態を規定したのではないだろうか。すくなくともそれへの出発点となったことは明らかである。「かつての部落会、隣組、農事実行組合等の部落団体は、自然発生的な部落を時代の要請に即応させるため、政策によって再編強化した典型的な形態である⁽⁷⁾」とされているが、少くとも南真志野においてはそうした再編がなされた過程に既述のような曲折があったのである。われわれは、こうした過程のうちに、現在の農家小組合について言われる「部落ぐるみ」の性格と内容とを、共同体の問題との関連において具体的に解明していくための手がかりをみるができると思う。

1) 「岡谷市及上諏訪町，下諏訪町，長地村，川岸村，
湊村，豊田村，湖南村，中洲村，四賀村ハ諏訪湖治
水同湖岸ノ整理開発及天竜川，上川(六斗川)，宮
川，新川，武井田川，鴨池川，舟渡川，中門川，横
河川，砥川並ニ支流ノ改修費負担及工事代行ニ関
スル事務ヲ共同処理スル為……本組合ヲ設ク」

(諏訪湖治水組合同規約第1条)

- 2)~5) 小池基之「農地改革と土地所有の性格(「変革
期における地代範疇」) 242 頁。
6) 小倉武一「土地立法の史的考察」861~2 頁。
7) 福武直「日本農村社会の構造分析」3 頁。